

# 環境経営レポート 令和4年度版

活動期間：令和4年7月1日～令和5年6月30日（1年間）

令和5年7月31日発行

---

株式会社 野村工務店  
本社〒136-0071  
東京都江東区亀戸九丁目21番13号  
TEL03-3683-6411 FAX03-3683-6415  
E-mail:nomura@an.wakwak.com

# 目 次

組織の概要・対象範囲	1
環境経営方針	2
実施体制図及び役割・責任・権限票	3
環境目標	4
環境経営計画	5
環境目標と実績	6
環境経営計画の取組結果と次年度の取組内容	7
遵守すべき法規制一覧と遵守状況	8~9
代表者による全体の評価と見直し	10

## 組織の概要・対象範囲

事業所名 株式会社野村工務店

代表者 代表取締役 野村 鈺敏

所在地 本社 〒136-0071東京都江東区亀戸九丁目21番13号  
TEL03-3683-6411 FAX03-3683-6415  
E-mail:nomura@an.wakwak.com

環境管理責任者・連絡担当者 大渕 信孝

TEL 03-3683-6411  
E-mail:nomura@an.wakwak.com

事業の概要 1.総合建設業  
2.建築土木企画設計  
3.営繕工事  
4.前号に付帯する一切の業務  
「公共施設・共同住宅・特殊建築(古民家改築)」

### 事業の規模

売上高	11億円
従業員数	本社10人
本社建物	150.15m <sup>2</sup>
資材置場	85.8m <sup>2</sup>

設立年月日 昭和39年6月30日

建設業許可番号 特2-第017358号

建設業許可年月日 令和2年10月15日

特定建設業 建築・土木・大工・左官・とび土工・タイルれんがブロック・鋼構造物・舗装  
板金・ガラス・塗装・防水・内装・建具・水道施設・熱絶縁工事業

主要な建設資材(令和3年度) 生コンクリート:347t  
セメント :0.3t  
砂 :294t  
上水 :526m<sup>3</sup>

### ・対象範囲

対象組織 本社:東京都江東区亀戸九丁目21番13号

対象経営 本社:オフィス活動、建築・土木工事の企画及び設計  
資材置場:資材、廃棄物の管理  
現場:建築工事、営繕工事、土木工事、建築外構工事

# 環境経営方針

## 環境理念

株式会社野村工務店は建設工事業の事業活動を通して、地球の為に  
なり、社会の健康を考えたエコ社会を構築する手助けをする為に環境負荷  
を低減し、資源の再利用を積極的に推進して、元気な地球を取り戻す為の  
継続的な努力を行ってまいります。

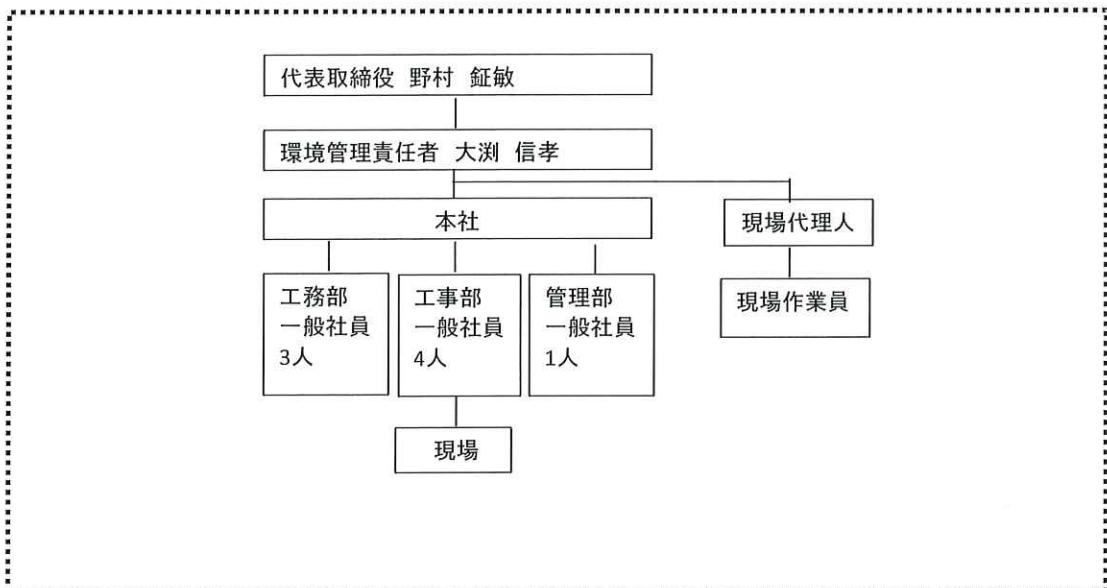
## 環境経営指針

- 1 環境経営に積極的に取り組む為に、環境経営システムを構築し、継続的な環境負荷の低減に取組みます。
- 2 環境への取り組みとして、特に次の事項に取組みます。
  - ①使用する燃料や電力を節約し、環境負荷の少ない資材を使用し、二酸化炭素排出量の削減
  - ②建設廃材の発生抑制と分別の徹底により、リサクル資源の有効活用の促進
  - ③使用する用水の総排水量の削減
  - ④塗料及び接着剤等の化学物質の適正管理に努めます。
  - ⑤グリーン購入を推進
  - ⑥環境に関する法律・規則・協定を遵守します。
  - ⑦地域社会とのコミュニケーションを大切にし、地域と共生しての環境保全の推進
- 3 環境経営システムの内容を、全社員に周知徹底し、環境に対する意識の向上に努めます。

平成25年4月1日 制定  
令和2年7月1日 改定(追加)

株式会社 野村工務店  
代表取締役 野村 鈺敏

## 株式会社野村工務店 実施体制図及び役割・責任・権限表



役割・責任・権限	
代表者(社長)	<ul style="list-style-type: none"><li>・環境方針の制定</li><li>・全体の評価と見直し</li><li>・環境経営全般(責任者を任命する)の権限</li><li>・経営資源の提供</li><li>・課題とチャンスを明確化する</li></ul>
環境管理責任者	<ul style="list-style-type: none"><li>・エコアクション21の文書作成及び保管</li><li>・代表取締役に活動結果の報告</li><li>・環境マネジメントシステム全体に関する運営及び周知する権限</li></ul>
現場代理人	<ul style="list-style-type: none"><li>・現場での責任者</li><li>・現場活動での環境作業の運営及を作業員への周知</li><li>・苦情等の受付。対応</li></ul>
全従業員	<ul style="list-style-type: none"><li>・環境方針の確認及び理解</li><li>・環境マネジメントシステムの実施</li></ul>

## 環境目標

当社は、次の目標を掲げて環境経営に取組みます。

基準年度をR3年度としてR4年度からR6年度までに3%（毎年1%）の削減を目標にする。

項目	単位	R 3年7月～ R 4年6月	目標		
			R 4年7月～ R 5年6月	R 5年7月～ R 6年6月	R 6年7月～ R 7年6月
			基準年比-1%	基準年比-2%	基準年比-3%
二酸化炭素排出量 全社合計	kg-CO2	33,167	32,835	32,503	32,171
電力	事務所 電力	kWh	22,310	22,086	21,863
	現場 電力	kWh	7,401	7,326	7,252
電力 合計		kWh	29,711	29,412	29,115
排水量	事務所 排水量	m³	202	199	197
	現場 排水量	m³	188	186	184
排水量 合計		m³	390	385	381
事務所 ガソリン	ℓ	7,310	7,236	7,163	7,090
事務所都市ガス	m³	242	239	237	234
一般 廃棄物	t	1	0.99	0.98	0.97
産業 廃棄物	t	111	109	108	107
苦情の発生防止	件	0	0	0	0
現場作業での低騒音 機材使用 (騒音苦情の絶滅)	使用	—	—	使用	使用
化学物質の適正管理	実施	—	換気対策徹底管理	同左	同左

※化学物質の適正管理は下請業者に委託してるので、モニターとする。

※令和1年度以降、東京電力エナジーパートナーの令和4年度調整後実排出係数(0.376kg-CO2／kWh)を使用してし

※平成31年度以降騒音苦情絶滅の為、現場作業での低騒音機材の使用徹底を目標とした。

## 環境経営計画(R4年度)

		責任者名	環境経営計画	R4/7	8	9	10	11	12	R5/1	2	3	4	5	6
CO2 排出量の削減	事務所	大渕信孝	電力使用量の削減／都市ガス使用量の削減 ①不要照明の消灯の徹底 ②不要時に空調を使用しない ③不要時のPC 電源のオフ ④エアコンの温度管理の徹底(夏場28、冬場20° )		未使用電気消灯・昼休み消灯										
	現場	大渕信孝	ガソリン、軽油の削減 ①エコドライブの徹底 ②アイドリングストップ ③急発進、急ブレーキの抑制 ④適正空気圧の維持、積載の抑制		空調 夏			空調 冬							
廃棄物排出量の削減	事務所	大渕信孝	一般廃棄物の削減 ①ごみの分別の徹底 ②社内資料の電子化の推進 ③裏紙使用の推進 ④両面・集約印刷の推進		紙のリサイクル推進、分別徹										
	現場	大渕信孝	産業廃棄物の削減 ①発生材の分別及びリサイクルの徹底 ②発生材の削減		分別教育										
水使用量の削減	事務所	大渕信孝	①節水ラベルによる注意喚起 ②バルブの調整による適正水圧の管理		各現場 マニフェストの適正運用、分別徹底、リサイクル促										
	現場	大渕信孝	・水使用量の削減 ①節水の徹底と啓蒙		各現場 マニフェストの適正運用、分別徹底、リサイクル促										
グリーン購入の促進	事務所	大渕信孝	①環境配慮製品購入の促進		節水シール表示、呼びか										
苦情の発生削減	全社	大渕信孝	①低騒音型建設機材の検討・採用 ②作業工程の工夫等影響の最小限化		エコマーク商品優先購入										
化学物質の適正管理	全社	大渕信孝	①建設現場等における化学物質は必要最小限の使用量になるように各協力業者に指導する		施工計画に沿った施										
					教育										
					換気対策										
					依頼の徹底										

## 環境目標とその実績(令和4年度)

項目	単位	基準年実績 R3年7月～ R4年6月	目標	実績	達成率 %	評価	コメント/評価			
			R4年7月～R5年6月							
			基準年比 -1%	—						
二酸化炭素排出量 全社合計	kg-CO2	33,167	32,835	41,182	79.73%	×	節減活動の意識が低かった。			
電力 (0.376kg-CO2/kWh)	kWh	29,711	29,412	64,187	45.82%	×	節減活動の意識が低かった。			
排水量	m³	390	385	526	73.19%	×	入札工事の受注が増加の為、未達となった。			
ガソリン (2.32kg-CO2/L)	ℓ	7,310	7,236	7,118.3	101.65%	◎	車通勤解除になった為、達成した。			
都市ガス (2.16kg-CO2/m³)	m³	242	239	247	96.76%	△	あと少し節減活動を意識していれば達成した。			
一般廃棄物	t	1	0.99	0.3	330.00%	◎	見直した結果目標を達成した			
産業廃棄物	t	111	109	346.5	31.46%	×	入札工事の受注が増加の為、未達となった。			
苦情の発生削減	件	0	0	0	—	◎	苦情発生撲滅に留意した結果。			
化学物質の適正 管理	実施	換気対策徹 底管理	同左	実施	—	◎	換気対策徹底管理が、 出来た。			

◎十分達成した ○達成できた △努力が必要 ×達成できなかった

※化学物質の適正管理は下請業者に委託してるので、使用数だけが把握できる。

※ 電力:0.376kg-CO2/kWh ガソリン:2.32kg-CO2/L 都市ガス:2.16kg-CO2/m³

※ ×<80%、80%<△<100%、100%<◎

## 環境経営計画の取組結果と次年度の取組内容

◎十分達成した ○達成できた △努力が必要 ×達成できなかつた

		責任者名	環境経営計画	取組結果/評価	評価	次年度の取組内容
CO2 排出量の削減	事務所	大渕信孝	電力使用量の削減／都市ガス使用料の削減 ①不要照明の消灯の徹底 ②不要時に空調を使用しない ③不要時のPC 電源のオフ	・節減活動の意識が低かった。	×	・節減活動の意識を高めたい。
	現場	大渕信孝	ガソリン、軽油の削減 ①エコドライブの徹底 ②アイドリングストップ ③急発進、急ブレーキの抑制 ④適正空気圧の維持、積載の抑制	・車通勤解除になった為、達成した。	◎	・今後もエコドライブに、より気を付けたい。
廃棄物排出量の削減	事務所	大渕信孝	一般廃棄物の削減 ①ごみの分別の徹底 ②裏紙使用の推進 ③両面・集約印刷の推進	・見直した結果、目標を達成した。	◎	・継続して実施する。
	現場	大渕信孝	産業廃棄物の削減 ①発生材の分別及びリサイクルの徹底 ②発生材の削減	・過年度の受注物件工事の為、未達となった。	×	・今まで以上に分別・リサイクルの意識をより高めたい。
水使用量の削減	事務所	大渕信孝	①節水ラベルによる注意喚起 ②バルブの調整による適正水圧の管理	・節水の意識が足りなかった。	×	・節水の意識を高めたい。
	現場	大渕信孝	・水使用量の削減 ①節水の徹底と啓蒙	・節水の意識が足りなかった。	×	・節水の意識を高めたい。
グリーン購入の促進	事務所	大渕信孝	—	—	—	—
苦情の発生削減	全社	大渕信孝	①低騒音型建設機材の検討・採用 ②作業工程の工夫等影響の最小限化	・苦情はなかった。	◎	・今後も近隣住民との工事概要説明等を行い理解を密にしていく。
化学物質の適正管理	全社	大渕信孝	①建設現場等における化学物質は必要最小限の使用量になるように各協力業者指導する。 ②換気対策徹底管理を、周知した。	適正管理意識による活動(数量の把握と確認、保管状況の確認、換気対策の徹底)ができた。	◎	・継続して実施する。

遵守すべき法規制一覧と遵守状況						
法例名	規制条項					遵守状況評価
廃棄物処理法	①事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。 ②事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となつた場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となつた場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。 ③廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。					○
建築基準法	①建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事の施工者は、当該工事現場の見易い場所に、国土交通省令で定める様式によつて、建築主、設計者、工事施工者及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る同項の確認があつた旨の表示をしなければならない。 ②建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事の施工者は、当該工事に係る設計図書を当該工事現場に備えておかなければならない。 ③建築物の建築、修繕、模様替又は除却のための工事の施工者は、当該工事の施工に伴う地盤の崩落、建築物又は工事用の工作物の倒壊等による危害を防止するために必要な措置を講じなければならない。					○
騒音規制法	①指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の七日前までに、環境省令で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。 ②規制基準（数値はデシベル）					○
	時間帯	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域	
	6時～8時	40	45	55	60	
	8時～19時	45	50	60	70	
	19時～23時	40	45	55	60	
	23時～6時	40	45	50	55	
江東区騒音規制	①騒音規制法と同じです。					○
振動規制法	①指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の七日前までに、環境省令で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。 ②規制基準 8時～19時 第1種区域60デシベル 第2種区域65デシベル 19時～8時 第1種区域55デシベル 第2種区域60デシベル					○
江東区振動規制	①振動規制法と同じです。					○
建設リサイクル法	①分別解体等の実施 ②発注者への届出事項についての書面による説明 ③下請負人に対する届出事項の告知 ④請負契約書面への必要事項の記載 ⑤再資源化等の実施 ⑥再資源化の完了についての発注者への書面による報告 ⑦再資源化等の実施状況に関する記録の作成・保管⑧解体工事業者の登録					○

労働安全衛生法	<p>①快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。</p> <p>②機械、器具その他の設備を設計し、製造し、若しくは輸入する者、原材料を製造し、若しくは輸入する者又は建設物を建設し、若しくは設計する者は、これらの物の設計、製造、輸入又は建設に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生の防止に資するよう努めなければならない。</p> <p>③建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない。</p>	○
道路交通法	<p>①車両の運転者は、当該車両について政令で定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限を超えて乗車をさせ、又は積載をして車両を運転してはならない。</p> <p>②道路において工事若しくは作業しようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人は、当該行為に係る場所を管轄する警察署長の許可を受けなければならない。</p>	○
家電リサイクル法	<p>①遵守事項…使用済み機器の引き渡し(ユニット型エアコン、洗濯機、テレビ、冷蔵庫)の引渡し</p> <p>②基準条項…第6条</p> <p>③判定基準…登録を受けた業者に引渡し</p> <p>④実施内容…リサイクル料金の支払い</p> <p>⑤確認者…環境管理責任者</p>	○
フロン排出抑制法	①7.5kw以上のものはない。7.5kw以下のものは全数漏れチェック済み	○
東京都環境確保条例	<p>自動車に起因する環境への負荷の低減の取組及び公害対策</p> <p>①自動車環境管理計画書</p> <p>②自動車から発生する排出ガス及び温室効果ガス対策</p> <p>③エコドライブ</p> <p>④燃料規制等</p> <p>⑤自動車の騒音及び振動対策</p> <p>⑥「都民の健康と安全を確保する条例」</p>	○
環境関連法規への違反は、自社でチェックした結果ありませんでした。 環境関連法規への違反、訴訟等は過去3年間ありませんでした。		

## 8. 代表者による全体の評価と見直し結果

報告者: 大渕 信孝  
評価者: 野村 錦敏

見直し日時	令和5年7月3日(月) 10:00~11:00	場所	事務室
参加者	環境管理責任者 大渕 信孝、 代表取締役 野村 錦敏		
見直し情報	環境管理責任者		代表者
①環境関連法規制等一覧表遵守状況のチェック結果	・事業経営に関連する環境関連法規を一覧表に取りまとめ、遵守状況を確認した。 ・違反はありません		引き続き、環境関連法規の遵守を行うこと。又、最新の環境関連法規の確認も行うこと。
②環境目標の達成度	・年度末の、活動目標の達成度で全体の見直しと評価を行います。 ・電気・水道・都市ガス・産業廃棄物が目標未達成であった。		・1年間の経営期間で、活動の成果は部分的であった。 ・現場での騒音対策を徹底してください。
③環境経営計画の実施状況	・1年間の経営期間で、環境経営計画の実施は計画に従って行った。		引き続き環境経営計画に従って計画を実施してください。
④外部からの苦情の有無	・1年間の経営期間で、外部からの苦情はなかった		引き続き、苦情が無いように細心の注意を心掛けて下さい。
⑤実施体制図に対しての実施状況	・1年間の経営期間で、実施体制図に基づいて行った。		引き続き、環境管理責任者の指示に従って行って下さい。

変更の必要性の有無	①環境方針	変更の必要はない
	②環境目標	変更の必要はない
	③環境経営計画	変更の必要はない
	④環境経営システム	変更の必要はない
	⑤実施体制	変更の必要はない

- ・全社員がそれぞれの立場で環境経営を実施し、意識向上が図られています。
- ・産業廃棄物の削減等については目標が未達となった。
- ・建設廃棄物削減、リサイクル率の向上に付いては、絶えず意識して活動してください。
- ・環境保全取組については、継続的に進めていきます。